

令和6年第10回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和6年9月19日
2. 開催日時 令和6年9月26日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人

5. 出席委員

- 1番 堤 透委員  
2番 高田 里美委員  
3番 古川 正敏委員  
4番 廣瀬 普委員  
5番 森 隆委員  
6番 浅野 隆士委員  
7番 林 鉄雄委員  
8番 岩田 好博委員  
9番 北村 一也委員  
10番 酒井 健詞委員  
11番 青木千恵子委員  
12番 高田 住代委員  
13番 岩田 重雄委員

6. 欠席委員 なし

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 鹿野 将弘  
事務局次長 玉置 公司  
書記 住 義之

8. その他主席 農地利用最適化推進委員 棚橋 則夫  
矢野 淳一  
傍聴者 2名

## 9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 農業振興地域の整備に関する法律関連議案について

議案第25号 瑞穂農業振興地域整備計画の変更について（継続）

日程第6 その他について

農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

## 10. 審議の経過

(午後3時00分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第10回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、8番岩田好博委員、9番北村一也委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和6年8月14日から令和6年9月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。  
(事務局報告)
- 議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第17号について、質疑等ありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議 長 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見があり

ましたらお願い致します。

○議 長 議案第26号番号1について、古川正敏委員ご意見ありますか。

○古川委員 特にございません。

○議 長 議案第26号番号2について、高田住代委員ご意見ありますか。

○高田委員 特にありません。よろしく申し上げます。

○議 長 議案第27号番号1について、岩田好博委員ご意見ありますか。

○岩田委員 事務局の説明どおりで何も問題ありません。

○議 長 議案第27号番号2について、私の担当地区ですが特に問題ないです。

○議 長 議案第27号番号3について、酒井健詞委員ご意見ありますか。

○酒井委員 特段ございません。よろしく申し上げます。

○議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は3時20分とします。

(休憩)

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第26号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第26号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第26号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第26号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第27号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第27号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第27号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第27号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

(農業経営基盤強化促進法旧法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)

○議 長 議案第28号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第5、「農業振興地域の整備に関する法律関連議案について」を議題とします。議案第25号「瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」、農地部会に付託しておりましたので、農地部会長林鉄雄委員に審議結果の報告を求めます。

○林 委員 只今、議題となりました「議案第25号 瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」、につきましては農地部会に審議が付託されましたので、本日、総会に先立ち部会を開催、農地利用最適化推進委員の地区担当である棚橋則夫委員、矢野淳一委員、農業委員会事務局に出席を求め、巢南庁舎公室において審議致しました。

個別申出分につきまして、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更要件、かつ県の「土地利用目的についての適合性の同意基準」、市の「農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る適合基準」をもとに、チェックリストを作成、さらに現地確認も実施し、慎重に審議を行いました。

審議の内容及び結果を議案に沿って申しあげますと、除外1、居倉字北瀬島562番、現況地目が田で面積2,539㎡の内500㎡の一般個人住宅の件について、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、500㎡以下の基準を満たしており、周囲に家が立ち並ぶ場所であることから、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。

除外2、田之上字若宮492番1、現況地目畑、面積603㎡の内301㎡の一般個人住宅の件については、地区担当の農地利用最適化推進委員は適当と認めるという意見であり、500㎡以下の基準を満たしており、周囲に家が立ち並ぶ場所であることから、周辺への影響も軽微ということで、全会一致で農振除外は適当と判断しました。

以上で農地部会長報告を終わります。

○議 長 ただいま報告ありました農地部会長報告の議案第25号除外1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 個別事業計画書の中段附近、農地の取得経過の欄が気になっています。これは農地取得後3年経過済かどうかを問う内容ですけれども、岐阜県の3年経過基準は国の通知で否定され、現在は1回でも農業経営、耕作をしたかどうか、耕作していなければ体調悪化等の正当理由があるのかどうかというのが問われないといけないはずです。

したがって、この欄は県が設けているのか、市が設けているのか分かりませんが、不要なのではないですか。あるいは、現在の判断基準に沿うように内容を訂正すべきかと思います。

○議 長 事務局回答をお願いします。

○事務局 農地取得後の経過判断については、委員のお話のとおりです。農振除外の審議は今後、市が肯定する判断となった後は県との協議に移ります。そこで岐阜県知事の同意を得てはじめて農用地は白地になります。

その市と県の協議様式が、この個別事業計画書です。現時点でこの欄があることから岐阜県に説明をせざるを得ない状況です。

ただし、3年未経過の理由は問われても、理由内容によるのかもしれませんが、今のところ相続、売買等の未経過の取得理由がありましたが、それでは駄目だという判断はされておられません。

本日も、現地を農地部会で視察して、水田、畑と農業経営の事実を確認済みです。

確かに、委員のお話もわかりますし、当市農業委員会でそのような話がでたことは岐阜県との協議の際に伝えたいと思います。

- 議 長 よろしいですか。他に意見はありませんか。
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。案第25号除外1について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、議案第25号除外1について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。
- 議 長 議案第25号除外2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第25号除外2について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、議案第25号除外2について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。
- 議 長 日程第6、その他についてを議題とします。「農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について」事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)
- 議 長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○古川委員 今回は雑草除去などを依頼する送付先が随分と例年に比べて多いように感じますが、これは耕作放棄地が増えているということでしょうか。

○議 長 事務局回答をお願いします。

○事務局 かなり送付件数は増えています。本人が作業困難な場合を想定してシルバー人材センターを紹介しているのですが、この夏は暑すぎて作業を中断しているという話を度々聞かされました。

本人で対応するという方も、もう少し涼しくなってから行動するので待つてほしいとの回答が多く、さらにこの暑さで草丈の伸びる速さも例年とは比べものにならない、早朝か夕暮れ近くの時間帯でないと活動困難ということを再三伺いました。

そのような特殊な気候環境だったために、荒廃農地の増加に拍車をかける結果に繋がったと考えています。

○酒井委員 私の担当区域では、雑草繁茂がひどい場所はあるのですが、1回話した後で何回も改善されるまで、しつこく言うことはためられますし、何センチ以上伸びているとかの基準を示していただければありがたいと思います。

○議 長 事務局どうですか。

○事務局 この農地パトロールは農業委員会の活動として年1回、農地利用最適化推進委員の方々に8月初旬～中旬にかけて実施いただいたものが基になっていますが、この調査以外にも随時市のほうへは苦情が来るため、商工農政観光課長名でも雑草除去を依頼する文書を発送しています。

委員によっては、昨今の住民交流の希薄な事情より、この方法を活用され市から通知してもらいたいと言われる委員の方も少なくありません。

雑草の丈が何センチ以上という基準設定は難しいように思います。雑草の種類によって少し伸びても酷く見えるものもあれば、そうでないものもあるでしょうし、個人の感覚も異なります。

特に定期的に管理をしていると考えている方に通知を送ると、かなり激しい反応にこちらとしても戸惑うこともあります。

周辺の状況と比較して判断することが多く、雑草の丈に注意は払っておりません。

- 議 長 本日ご参加の農地利用最適化推進委員の方はどう思われますか。
- 矢野委員 雑草丈を決めて、それで農地の荒廃を判断するのは困難でしょう。
- 棚橋委員 宮田の大規模な荒廃農地は、地元もお困りのようですが、何か市が対策することとはできませんか。そのような荒れた農地は増える一方ですが。
- 議 長 農地利用最適化推進委員の方お二人のご意見を承りましたが、他にご意見はございますか。
- 林 委員 今の草丈の件で言わせてください。柿畑の場合、夏場は1 m程度までは、わざと草が伸びるに任せて放置します。そうしたほうが影が生じ、湿気も一定程度保たれ、柿の生育に良いためです。
- 北村委員 農地利用最適化推進委員の方々は担当地区が広くて大変だと思いますが、私は田之上と十七条なので2ヵ月に1回自転車で廻ってチェックするようにしています。
- そうすることで、本当に放置なのか、林委員の言われたような農地は必ず刈るタイミングが訪れますので、管理されているのかわかります。
- 私は、それで荒廃農地かどうか判断しています。
- 議 長 事務局今のご意見について、いかがですか。
- 事務局 棚橋推進委員のご質問につきまして、宮田地区の遊休農地として農業委員会としても重点的に取り扱っている場所は課題です。まだ、所有者等が完全に不明ならしいのですが、所有者とは連絡がとれる状況だと国や県の解消のための補助事業等も活用できません。
- 市民ならいいのですが、遠方に居住しておられるため、農地を貸す判断をいただく等なかなか要望しても、要所で動いていただけず困っているところです。
- 地元自治会幹部の方々からも、早く何とかしてもらいたいと強い要望を承っているところです。

○議 長 他にご意見はありますか。

○廣瀬委員 私の居住する西只越地区内の巨大な遊休農地対策も早く進めてもらわないといけません。

○議 長 事務局いかがですか。

○事務局 そちらも課題です。税務署の公売等で一部は所有権移転できていますが、管理に問題がある認識です。特に公売が中止になった広大な遊休農地のところは、所有者等に何が起きているのか、確認する必要があると考えています。

○議 長 他にご意見はありませんか。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第10回総会を閉会いたします。